

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第70号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部を改正する規則

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

第1条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八</u>及び第63条第3項第5号イの規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第14号八の規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第4号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号(第2条、第9条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八</u>、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p><p>年 月 日</p></div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八</u>及び第63条第3項第5号イの規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第15号八の規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第4号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号(第2条、第9条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八</u>、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p><p>年 月 日</p></div>

<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)</div> <p>略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">優良宅地証明申請書</p> <p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八、第63条第3項第5号イ</u>)の規定に基づき、 年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>備考 略</p>	<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)</div> <p>略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">優良宅地証明申請書</p> <p>租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ</u>)の規定に基づき、 年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>備考 略</p>
---	---

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)
 第2条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二</u>及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二</u>及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を</p>

定めるものとする。

(認定の申請の手続)

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（別記様式）を知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。）に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であつて、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

2 略

別記様式（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 <u>第31条の2第2項第15号二</u> 第62条の3第4項第15号二 第63条第3項第6号	証 紙 は り 付 け 欄 （ 消 印 は 、 し な い こ と 。）
年 月 日		
職 氏 名 様	郵便番号	消 印 は 、 し な い こ と 。）
申請者	住所	
	氏名 印	
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
略		

備考 1～3 略

4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づくものでない場合に

定めるものとする。

(認定の申請の手続)

第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（別記様式）を知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第16号二の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。）に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であつて、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。

2 略

別記様式（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 <u>第31条の2第2項第16号二</u> 第62条の3第4項第16号二 第63条第3項第6号	証 紙 は り 付 け 欄 （ 消 印 は 、 し な い こ と 。）
年 月 日		
職 氏 名 様	郵便番号	消 印 は 、 し な い こ と 。）
申請者	住所	
	氏名 印	
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
略		

備考 1～3 略

4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づくものでない場合に

は、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。

5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。

7及び8 略

別紙1及び別紙2 略

は、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。

5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。

7及び8 略

別紙1及び別紙2 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第3条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後										改正前													
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)													
行政改革推進局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済産業部、雇用人材総室、産業振興総室、市場部、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産部関係の個別事業に係る事務処理権限										行政改革推進局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済産業部、雇用人材総室、産業振興総室、市場部、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産部関係の個別事業に係る事務処理権限													
所 属 名	事 項 類 別	内 容	事務処理権限の区分								地方機 関の長 の名称	所 属 名	事 項 類 別	内 容	事務処理権限の区分								地方機 関の長 の名称
			専 決 権 者				委 任 決 権 者								専 決 権 者				委 任 決 権 者				
			知事	部長	局長	課長	地方 機関 の長	知事	部長	局長					課長	地方 機関 の長	知事	部長	局長	課長	地方 機関 の長		
略										略													
住宅 政策 課										住宅 政策 課													
	九	租税特別 措置法(昭 和22年法律 第26号)に 基づく知事	1	同法第28条の4 第31条第5号イ、 第31条の2第2項 第14号ハ、第2条 の3第4項第14号								九	租税特別 措置法(昭 和22年法律 第26号)に 基づく知事	1	同法第28条の4 第31条第5号イ、 第31条の2第2項 第15号ハ、第2条 の3第4項第15号								

の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	八又は第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の認定																				
	2 同法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第32条の3第41項第15号二又は第33条第3項第6号の規定による優良な住宅の認定																				
	3 略																				
十一-二十五 略																					
略																					

の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	八又は第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の認定																				
	2 同法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号二、第32条の3第41項第16号二又は第33条第3項第6号の規定による優良な住宅の認定																				
	3 略																				
十一-二十五 略																					
略																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。